

茨城大学入学者選抜試験における災害救助法等の適用地域 の被災者に対する入学検定料免除の特別措置について

令和7年4月

茨城大学では、災害等で被災した受験生の進学のを確保する観点から、本学入学者選抜試験の出願に際し、入学検定料免除の特別措置を実施いたします。

この特別措置を希望される方は、入試・高大連携課までお問い合わせ願います。

1. 特別措置の対象となる入学者選抜試験

令和7年度中に実施する本学学部・大学院・専攻科の入学者選抜試験（学部3年次編入学を含む。）

2. 措置内容

入学検定料の免除

3. 対象者及び対象にする災害

上記1の本学入学者選抜試験に出願する方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 平成23年3月以降に指定された災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災した方で、次のいずれかに該当する場合
 - ① 主たる家計支持者が所有する家屋が、全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
 - ② 主たる家計支持者が災害により死亡又は行方不明である場合
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された方

4. 申請方法

申請希望者は、各入試の出願受付開始1週間前までに事前に茨城大学学務部入試・高大連携課（029-228-8064）に連絡し、相談してください。その後、該当すると判断された方は、「入学検定料免除申請書」（所定の様式）及び下記事由に関する証明書等（写し可）を提出してください。

- (1) 平成23年3月以降に指定された災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災
 - ① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が、全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
◆地方公共団体が発行する「罹災証明書」
 - ② 主たる家計支持者が災害により死亡又は行方不明である場合
◆主たる家計支持者の「死亡又は行方不明を証明する書類」
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された方
◆地方公共団体が発行する「罹災証明書」又は「被災証明書」等

(注) 1 入学検定料免除申請書については、事前に茨城大学ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、入学検定料免除のための事由に関する証明書（罹災証明書等）を添付し、提出してください。出願時まで、証明書を提出できない方は、入学願書提出日までに入学検定料を納入し、出願手続きを行ってください。後日、入学検定料免除申請書類が揃いましたら、入学検定料相当額を返還いたします。

2 入学検定料免除の審査結果は、原則として出願書類受理後に本学から送付します。

【本件問い合わせ先】

〒310-8512 茨城県水戸市文京 2-1-1

茨城大学 学務部 入試・高大連携課

T E L 029-228-8064 F A X 029-228-8603